

青森市附属機関の会議概要の作成及び公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する機関をいう。以下同じ。）の会議概要の作成及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議概要の作成)

第2条 附属機関は、会議の公開、非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに会議概要を作成するものとする。

2 会議概要は、原則として要点筆記により、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため出席した事務局職員の職氏名
- (4) 議題及び議事の要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関の長が必要と認めた事項

3 会議概要には、会議資料を必要に応じ添付するものとする。

(会議概要の公開)

第3条 会議概要は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、公開しない。

(公開の方法)

第4条 会議概要の公開は、附属機関を所管する課における会議概要の閲覧並びに市のホームページへの掲載により行うものとする。

(特別の定めのある場合の取扱い)

第5条 附属機関の会議概要の作成及び公開について法令又は条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。